

生き生きデイサービス事業業務委託事業者募集要領

1 名称

生き生きデイサービス事業業務委託

2 目的

この事業は、65歳以上の高齢者に対し、通所により健康づくりや生きがいくくり等の介護予防プログラムを提供することで、生活意欲を向上させ、介護予防や社会的孤立感の解消等を図ることを目的とする。

3 委託期間

令和4年4月から令和5年3月まで

4 事業実施規模及び発注形態

次の市内老人福祉センター（たたら荘）及び鳩ヶ谷福祉センター（は～とふる鳩ヶ谷）等において各施設月4回ずつ、1月につき11会場で教室を実施すること。

No.	施設名	住所
1	本町たたら荘	本町 1-5-22
2	青木公民館	中青木 3-18-7
3	青木東公民館	青木 2-11-33
4	青木たたら荘	青木 3-3-1
5	前川たたら荘	前川 4-12-12
6	南平たたら荘	末広 3-7-21
7	神根たたら荘	大字道合 1421 神根福祉センター内
8	芝たたら荘	大字伊刈 20 芝福祉センター内
9	芝中央たたら荘	大字芝 3905
10	新郷たたら荘	大字東本郷 1000
11	安行たたら荘	大字安行 1194
12	は～とふる鳩ヶ谷	桜町 6-4-5 鳩ヶ谷福祉センター内
13	仲町たたら荘	仲町 15-15

見積金額のほか、事業実施内容や安全管理体制等に関するプレゼンテーションにより委託事業者を決定する（公募型プロポーザル方式）。

委託事業者は1社、委託料は契約金額を年4回に分けて契約書に記載の月に支払うものとする。その他、業務の概要等は別紙仕様書のとおりとする。

5 提案額上限（消費税を除く）

金 14,216,620円

6 応募資格

応募することのできる者は以下の要件を全て満たす者とする。

- (1) 高齢者を対象とした介護予防事業についての企画・実施の能力があり、自治体等において、それらに関する実績を有する者であること。
- (2) 令和3・4年度川口市物品入札(見積)参加資格者名簿に掲載されている事業者であること。
- (3) 申込日において地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定されていない者であること。
- (4) 申込日において本市により指名停止の措置を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定を受けている者を除く。
- (6) 事業内容等の調整の必要な場合に、即時対応できる体制がとれる者であること。

7 応募方法

(1) 応募書類配布

- ア 配布期間 令和4年2月14日(月)～3月7日(月)
イ 配布方法 市ホームページに掲載

(2) 応募概要

- ア 応募期間 令和4年3月4日(金)午前9時～3月7日(月)午後5時まで
イ 応募場所 川口市長寿支援課(第一本庁舎2階)まで持参
ウ 応募書類Ⅰ(1部)

1	プロポーザル参加申込書
2	事業費提案書(消費税を除く) ※同じものを2部添付
3	介護予防事業に関する実績
4	詳細事業内容(年間事業計画)
5	従事予定者一覧及び従事予定者の資格証の写しと経歴
6	安全管理マニュアル及び個人情報保護対策
7	事業者の規模(資本金、従業員数、営業年数等)、概要がわかる資料
8	保険等に関する書類

※提出書類作成上の留意点

- ・1、2については市の書類を使用すること。
- ・3～8については任意のものを用意すること。
- ・8については加入予定の保険について補償額や内容が分かる書類とし、保険加入後は別途加入したことが分かるものを提出すること。
- ・提出書類は、全てA4版で作成し、縦型に左綴じとし、右端にインデックスシールを添付後、緑色のフラットファイルに綴り、表紙及び背表紙に団体名を表示し**1部**作成し提出すること。

エ 応募書類Ⅱ(7部)

上記3～6までの書類から団体名を伏せ、左上ホチキスまたはクリップ止めのうえ**7部**作成し提出すること。

(3) その他

- ア 応募に関する必要な経費は応募事業者の負担とする。
- イ 会場の見学を希望する場合は必ず事前に長寿支援課まで連絡をし、許可を取ること。
- ウ 応募書類の提出後に内容の変更及び追加することはできない。
- エ 応募後に辞退する場合は辞退届を提出すること。なお、その後の再応募は認めない。
- オ 応募状況についての問い合わせには応じない。
- カ 委託先選定決定に関する書類等について、市に対して情報公開請求があった場合は、透明性の確保の観点から提出された書類について公開する場合がある。

8 事前説明会

本募集にあたり、事前の説明会は実施しない。

9 プロポーザルプレゼンテーション

- (1) 期 日 令和4年3月15日(火)
- (2) 場 所 第一本庁舎 2階 201会議室
- (3) 日時の通知 令和4年3月9日(水) 予定
- (4) そ の 他
 - ・プレゼンテーションに関する詳細は応募書類を受付後、文書にて連絡をする。
 - ・プレゼンテーションの時間は説明20分、質疑応答10分の計30分とする。
 - ・プレゼンテーションに参加しない事業者は失格とする。
 - ・プレゼンテーション開始までに会場に到着していない場合でも、時間の変更は行わない。
 - ・パソコン等を使用する場合は応募時に申し出ること。

10 質疑応答

質問の受付は質問書によりFAXで受け付け、回答は随時市ホームページに掲載する。

- (1) 質問受付期間 令和4年2月14日(月)～3月4日(金)
- (2) 質問回答期間 令和4年2月15日(火)～3月7日(月)

11 その他

- (1) 契約に関する事項については、川口市契約に関する規則(昭和38年規則第14号)に従う。
- (2) 本事業は、川口市議会において令和4年度予算が成立することを前提に実施するものであり、予算不成立となった場合には契約の締結を行わないものとする。

12 問い合わせ先

川口市福祉部長寿支援課地域ケア係
電 話：048-271-9745
FAX：048-259-7668